破産手続廃止

平成２４年（フ）第７２８５号
埼玉県久喜市久喜東１―20―５―105、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区上野１丁目15番地４
破産者　上江　　泉
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３２８号
埼玉県春日部市備後西１丁目12―21
破産者　牧　　聡一
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１４３号
東京都西東京市北町２―９―１、商業登記簿上の本店所在地東京都国分寺市南町３丁目27番地10号　パークアベニュー渡辺407号
破産者　有限会社坂田設備
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５０２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町734―９
破産者　亡水島軍治相続財産
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５０３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町734―９
破産者　水島　克之
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６４８号
埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘１丁目22―７
破産者　児玉　好信
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１号
長野県諏訪市上川１丁目1691番地１
破産者　株式会社木香館
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７号
神奈川県川崎市宮前区小台２丁目16―３―201
破産者　黒田　定男
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７１号
東京都中央区築地２丁目５番９号
破産者　株式会社アドレアル
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７２号
東京都杉並区善福寺１丁目11―８
破産者　今泉　知一
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５９０号
東京都北区赤羽北２丁目23―４―402
破産者　石井　幸司
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３４１号
東京都北区赤羽１丁目35番11号
破産者　ＦＣ．ＨＯＭＥ有限会社
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３４４号
東京都北区浮間４丁目32―22―603
破産者　福井　裕二
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４５９号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目25―13
破産者　飛澤　繁雄
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４６０号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目25―13
破産者　飛澤　邦子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４８９号
東京都台東区東上野１丁目19番12号
破産者　株式会社三榮情報開発
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２１号
千葉県市川市末広１丁目９番14号
破産者　株式会社築地大ちゃん
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２２号
千葉県船橋市上山町１丁目244―16
破産者　五十木奈美
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５２３号
千葉県船橋市上山町１丁目244―16
破産者　五十木　誠
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５４３号
東京都練馬区石神井台１丁目13番９号
破産者　有限会社伸英建設
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５８４号
東京都東久留米市中央町６丁目１番21号
破産者　有限会社バード
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６１９号
東京都足立区江北７丁目27番２号
破産者　株式会社アンサンブル
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部